審議するため、 東京都の 知事の附に :属機関として東京都卸.おける卸売市場の整備 売市場審議会(以下計画に関する事項そ の他卸売市場に関する重要事項 「審議会」 いう を置く。 を調査

(所掌事項)

第二条 審議会は、 前条の目的を達成する \otimes 知 事 の諮 間に 応じ、 次の事項を調査審議する

- 卸売市場の整備計画に関すること。
- 卸売市場の経営に関すること。
- その他必要な事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関 Ļ 知事に意見を述べることができる。

(組

2 前項の委員のほ第三条 審議会は、

できる。 ほ 心か、特別の事項を調査審議するため必要があ委員十五人以内で組織する。 るときは 審議会に臨時委員を置くことが

3 委員及び臨時委員は、 学識経験のある者のうち 5 知事が委嘱する

(委員の任期)

第四条 貝は、再任されることができる。委員の任期は、二年とする。よ ただし、 補 欠の委員の 任期 は、 前任者 \mathcal{O} 残任期間とする

2 委員は、

3 非常勤とする。

(会長の選任及び権限)

第五条 審議会に会長を置き、 委員の互選によってこれを定める

2 会長は、審議会を代表し、

3 あらかじめ会長の会務を総理する。 め会長の指名する委員がその 職務を代理す

(招

第六条 審議会は、 会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第七条 ない。 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上 $\overline{\mathcal{O}}$ 出席が なけ ń ば、 会議を開くことが でき

2 の決するところによる。審議会の議事は、出席した委員及び 議事に に関係あり る臨時 ?委員 \mathcal{O} 過半数で決 Ļ 可 否同数の

部

第八条 会長が必要と認めるときは、 審議会に部会を置くことが できる

2 部会は会長の指名する委員及び臨時委員で組織 する。

部会に部会長を置き、

部会長は、部会の事務を掌理 3を掌理し、部会の経過及び結果を審議部会に属する委員のうちから互選する 部会の経 遍及び 結果を審議会に報告する。

(幹事及び書記)

知 が 命

4 書記は、上司の命を受け、事務に従事する3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する2 幹事及び書記は、東京都職員のうちから、第九条 審議会に幹事及び書記を置く。 事務に従事する。会務を処理する。

この 条例 \mathcal{O} 施行に 0 V て必要な事項 は、 知事が 定め

2 1 東京都中この条例 -央卸売市場流通改善対策審.は、昭和四十七年一月一日 a議会条例 いら施行 の(昭和三十一日する。 七年東京都条例第七十二号) は、 廃止す